

環 政 第 912 号
令和 8 年 2 月 10 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る事後調査報告書（令和 6 年度）について

令和 7 年 9 月 30 日付け南土第 2225 号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

記

1 海域植物について

海藻草類のうち、海草類については経年的に被度低下が確認されていることから、令和 7 年 7 月 24 日付けの環境保全措置要求を踏まえ、引き続き海藻草類の被度変動に注視するとともに、被度低下が確認される場合には、必要に応じて追加の調査等を行うなどして原因究明に努めること。

併せて、事業による影響が考えられる場合は、追加の環境保全措置を講ずること。